令和６年６月１日以後
最初に支払う給与等から実施されます!!

(公社)熊本法人会

給与支払者向け定額減税説明会

「令和６年度税制改正の大綱」（令和５年 12 月 22 日閣議決定）において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が設立し、施行された場合には、令和６年分所得税について定額減税が実施されることとなります。この場合、令和６年６月１日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から定額減税を行うことになりますので、説明会を下記のとおり計画いたしました。準備が整っていない方、不安な方など多数のご参加をお待ちしております。

会　場：くまもと県民交流館パレア９階　　会議室３（中央区手取本町 8-9）

日　時：５月１５・１７日（水・金）下記Ａ～Ｆからお選びください。

時間帯＼開催日等	5/15(水)	5/17(金)	定 員
10：30 ～ 11：30	A	D	40名
13：00 ～ 14：00	B	E	40名
14：30 ～ 15：30	C	F	40名

申込締切日
5月7日(火)

講　師：熊本西・熊本東税務署　職員

持参品　３月中旬に国税庁から送付されたパンフレットをご持参ください。

主　催：公益社団法人熊本法人会　熊本市中央区中央街 3-8-2F〔お問合せ：３５３－２５５５〕

公益社団法人熊本法人会　行　　申込先ＦＡＸ：３５３－２５５６

HP

特別セミナー申込み　〔5/15・17 開催〕			
会社名		電　話	
所在地	〒	ＦＡＸ	
参加者 全員のお名前 （参加人数）	（　　名）	ご希望 コース 「○」表示	Ａ・Ｂ・Ｃ Ｄ・Ｅ・Ｆ